

第五十九号議案

江戸川区保育所条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十七年十一月二十六日

提出者

江戸川区長

多

田

正

見

江戸川区保育所条例の一部を改正する条例
江戸川区保育所条例（昭和三十六年四月江戸川区条例第二号）の一部を次のように改正する。

第一条の表江戸川区清新第二保育園の項を削る。

付 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

（説明）

社会福祉法人えどがわによる運営に移行するため、江戸川区清新第二保育園を廃止する必要があるので、本案を提出いたします。